

特殊集団住宅における普通式子メーター設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、浦添市水道事業の給水区域に所在する特殊集団住宅に関する普通式子メーター（以下「メーター」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(負担区分)

第2条 負担区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) メーターは水道部が貸与する。
- (2) メーターの初回取り付けは共同住宅等の所有者等が負担する。
- (3) メーター本体の故障取替及び検定満期に伴う定期取替は水道部の負担とする。
- (4) 設置基準を満たす為の資材及び工事費については所有者等の負担とする。又、メーター取替に支障がある場合や漏水のある場合など維持管理に要する費用も同様である。

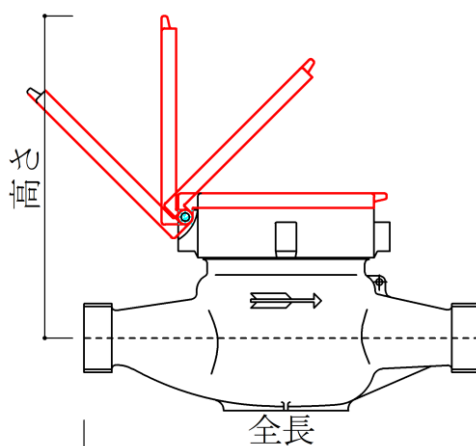
(貸与品メーター)

第3条 貸与品メーターの形状・寸法等は下表のとおりである。

口径 (mm)	型式	全長 (mm)	高さ (mm)	指針表示形態	取付ネジ
13	接線流羽根車式	165 (170 [※])	150	(乾式直読式)	上水ネジ
20	接線流羽根車式	190	160	(乾式直読式)	上水ネジ
25	接線流羽根車式	225	160	(乾式直読式)	上水ネジ
40	たて型軸流羽根車式	245	220	(乾式直読式)	上水ネジ

※高さはノズルセンターから蓋開閉時最高高さである。

※表に定めのない規格については、JIS B 8570-1 及び JIS B 8570-2 の水道メーターによる。



(メーターの設置要件)

第4条 メーターの設置要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) メーターの設置に関しては、各戸使用者（居住者）が不在の場合でも検針及びメーター取替業務に支障のない場所を確保すること。またメーター設置場所周辺の整理整頓に努め、メーターの検針及びメーター取替業務が容易に出来る状態を保つこと。
- (2) 原則として各戸のパイプスペース内に設置し、各戸の室内に設置しないこと。なお、パイプスペースを構築しない場合には各戸の玄関前付近等に設置すること。
- (3) メーターは極力パイプスペース開口部の中央付近に設置すること。
- (4) パイプスペースの扉は、検針等の支障にならないよう常時開閉できるようにすること。また、パイプスペースの扉に施錠を要する場合は、水道部へ施錠鍵2本を貸与すること。
- (5) メータボックスにてメーターを管理する場合には鍵をつけず、メーターの検針及びメーター取替業務に支障をきたさないものであること。
- (6) 所有者等は、水道部が指定するメーター番号のメーターを各設置位置に設置しなければならない。
- (7) 全ての水栓（共用栓及び散水栓を含む。）は、メーターを通過させること。
- (8) 地下に給水施設等が存在する場合、原則メーターは地上で検針しやすい場所に設置すること。

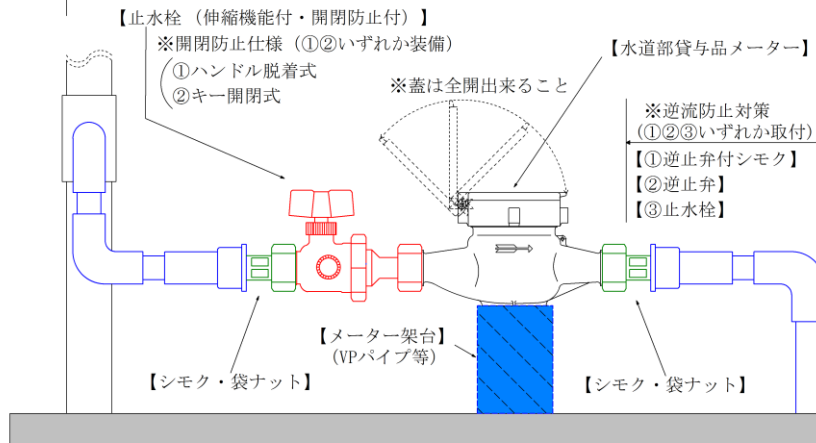
(メーターの設置基準)

第5条 メーターの設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

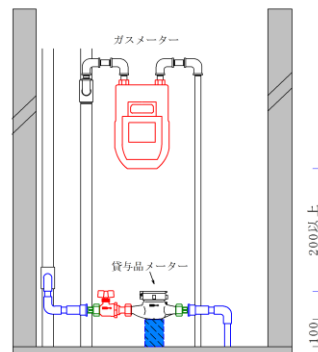
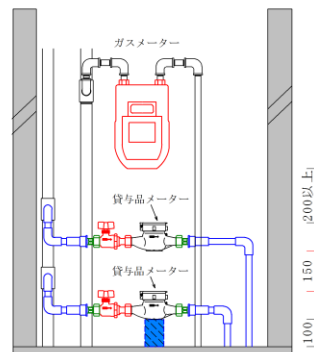
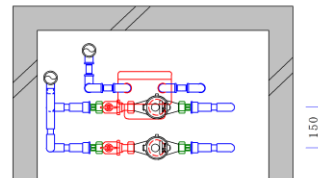
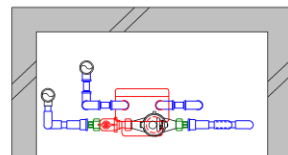
- (1) メーター付近には、メーターに影響を及ぼすような器具等を設置しないこと。また、他の配管、機器などにより検針及びメーター取替業務に支障のないよう概ね20 cm以上の間隔を設けること。
- (2) メーターは水平に設置すること。
- (3) 検針に支障のないようメーターの蓋が全開できるスペースを確保すること。
- (4) メーター一次側（上流側）に止水栓（開閉防止及び伸縮機能付）を水平に取り付けし、且つメーター取替作業に影響のないよう伸縮機能は伸び縮み共に対応出来るよう設置すること。
- (5) 給水配管には適宜振れ止め防止及びメーター架台等を設置し、メーターを水平に保てるよう加重（たわみ）対策を施すこと。
- (6) 複数のメーターを隣接し設置する場合、検針及びメーター取替業務に支障のないようメーター間を概ね15 cm以上設けること。
- (7) メーター二次側（下流側）にはメーター取り外しの際に発生する逆流に対する防止策として逆止弁付シモク、逆止弁、止水栓いずれかを取り付けること。
- (8) 給水装置の構造及び材質基準を満たす製品を使用すること。

普通式子メーター設置基準標準図参照

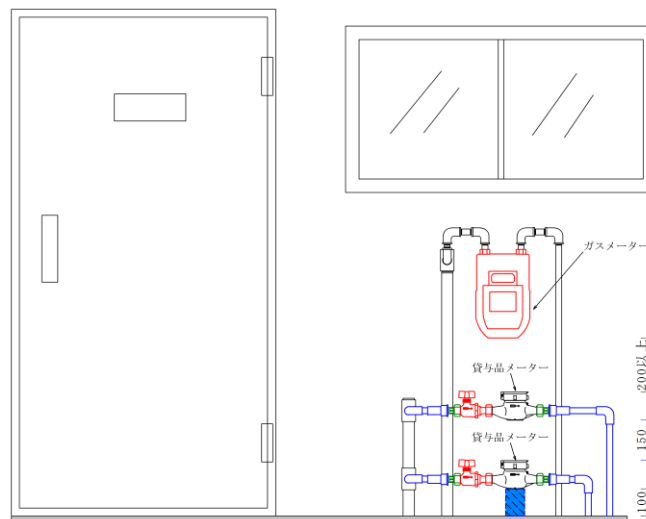
・給水装置の構造及び材質基準適合品（第三者認証品・自己認証品）



メーター周り詳細図



パイプスペース内詳細図



各戸玄関付近詳細図

普通式子メーター設置基準標準図